

千代田区食品ロス削減協力店登録制度実施要綱

令和7年12月1日 7千環千清発第685号

(目的)

第1条 この要綱は、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む事業者を千代田区食品ロス削減協力店（以下「協力店」という。）として登録し、その取組を広く周知することにより、消費者及び事業者の食品ロス削減に向けた意識の啓発を図り、もって一般廃棄物の減量に資することを目的とする。

(登録の実施)

第2条 千代田区長（以下「区長」という。）は、前条に規定する目的を達成するため、この要綱の規定に基づき、食品ロス削減に取り組む事業者を協力店として登録する。

(登録対象者)

第3条 協力店の登録の対象となる者は、千代田区内における飲食店、食事を提供する宿泊施設又は食料品小売店を営む事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかを実施していること。

- ア 小盛、ハーフサイズメニュー等の提供
- イ 食べ残し及び飲み残しを減らすための呼び掛け
- ウ 食べ残しを減らすための特典の付与
- エ 食べ残した料理の持ち帰り希望者への対応（生もの及び加熱が不十分な料理は避け、食中毒のリスク及び衛生上の注意事項を説明して行うものに限る。）
- オ ばら売り、量り売り又は少量パックによる食料品販売
- カ 閉店時間間際等の値引き販売
- キ 食品リサイクル施設における食品廃棄物のリサイクル処分
- ク 売れ残り、規格外商品等の有効活用
- ケ その他区長が認めた食品ロスを削減するための取組

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

(3) 法令違反その他登録するにふさわしくない事実が存しないこと。

(登録申請等)

第4条 協力店の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千代田区食

品ロス削減協力店登録申請書（第1号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による登録の申請があった場合であって、その内容を審査し、前条の要件を満たすと認めたときは、協力店として登録するものとする。
- 3 区長は、前項の規定により協力店の登録（以下「登録」という。）をしたときは、千代田区食品ロス削減協力店登録承認通知書（第2号様式）により、その結果を申請者に通知するとともに、登録を表象するステッカー（以下「協力店ステッカー」という。）を配付する。
- 4 区長は、第2項の規定による審査の結果、登録を承認しないときは、千代田区食品ロス削減協力店登録不承認通知書（第3号様式）により、その結果を申請者に通知する。

（協力店の責務）

第5条 協力店は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる取組（以下単に「取組」という。）を積極的に実践し、食品ロスを削減すること。
- (2) 前条第3項の規定により配付された協力店ステッカーを来店者の見やすい位置に掲示し、協力店であることを積極的に周知すること。
- (3) 千代田区が実施する食品ロス削減の啓発事業、アンケート調査等に積極的に協力すること。

（協力店への支援）

第6条 区長は、協力店の取組について、千代田区ホームページ等により区民等に広く情報を提供し、その取組が円滑に実施されるよう支援するとともに、協力店に対し必要な助言を行うものとする。

（登録内容の変更）

第7条 協力店は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに千代田区食品ロス削減協力店登録内容変更届出書（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

（登録の中止）

第8条 協力店は、第3条の要件を満たさなくなった場合又は店舗の廃止等をすることにより取組を中止する場合は、千代田区食品ロス削減協力店登録中止届（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、協力店は、速やかに協力店ステッカーの掲示を中止すると

もに、当該協力店ステッカーを区長に返却しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 区長は、協力店が第3条の要件を満たしていないことを確認した場合、第5条の規定に違反したと認めた場合又は信用を著しく失墜する行為を行ったと認めた場合は、当該協力店の登録を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により登録を取り消したときは、千代田区食品ロス削減協力店登録取消通知書（第6号様式）により、協力店に通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された者は、速やかに協力店ステッカーの掲示を中止するとともに、当該協力店ステッカーを区長に返却しなければならない。

(事業の委託)

第10条 区長は、登録に係る業務の全部又は一部を、適當と認めた者に委託することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力店登録制度の実施に必要な事項は、環境まちづくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。